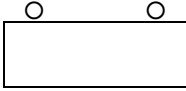


# 第175回社会保障審議会介護給付費分科会

日時 令和2年1月24日 17:00~18:30  
 場所 ベルサール九段 ホール(3階)

今 井 伊 田 井 石 安  
 井 上 藤 中 口 田 藤  
 委 委 委 分 分 委 委  
 員 員 員 科 科 員 員  
 ○ ○ ○ 会 会 代 代  
 ○ ○ ○ 長 理 ○ ○

速記  
○



関係者

関係者

江 澤 委 員 ○  
 大 西 委 員 ○  
 岡 島 委 員 ○  
 荻 野 委 員 ○  
 鎌 田 委 員 ○  
 河 本 委 員 ○  
 黒 岩 委 員 ○  
 (代理 柏崎参考人)  
 小 泉 委 員 ○

○ 小 玉 委 員  
 ○ 武 久 委 員  
 ○ 濱 田 委 員  
 ○ 東 委 員  
 ○ 藤 野 委 員  
 ○ 正 立 委 員  
 ○ 堀 田 委 員  
 ○ 松 田 委 員

○ 山下医療介護連携政策課長


○ 栗 原 企 画 官  
 ○ 齋 藤 高 齢 者 支 援 課 長  
 ○ 尾 崎 振 興 課 長  
 ○ 眞 鍋 老 人 保 健 課 長  
 ○ 大 島 老 健 局 長  
 ○ 諏 訪 園 審 議 官  
 ○ 黒 田 総 務 課 長  
 ○ 山 口 介 護 保 險 計 画 課 長  
 ○ 岡 野 認 知 症 施 策 推 進 室 長  
 ○ 里 村 介 護 保 險 指 導 室 長

事 務 局

記 者 ・ 傍 聴 者

# 社会保障審議会介護給付費分科会(第175回)議事次第

日時：令和2年1月24日(金)  
17:00から18:30まで  
於：ベルサール九段 ホール

## 議 題

1. 居宅介護支援事業所の管理者要件に係る諮問について
2. 平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和2年度調査)の実施内容及び進め方について
3. その他

# 社会保障審議会介護給付費分科会委員名簿

令和2年1月24日現在

氏名	現職
安藤伸樹	全国健康保険協会理事長
井口経明	東北福祉大学客員教授
石田路子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事（名古屋学芸大学看護学部教授）
伊藤彰久	日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長
井上隆	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
今井準幸	民間介護事業推進委員会代表委員
江澤和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
大西秀人	全国市長会介護保険対策特別委員会委員長（高松市長）
岡島さおり	公益社団法人日本看護協会常任理事
荻野構一	公益社団法人日本薬剤師会常務理事
鎌田松代	公益社団法人認知症の人と家族の会理事
亀井利克	三重県国民健康保険団体連合会理事長（名張市長）
河村文夫	全国町村会政務調査会行政委員会委員（東京都奥多摩町長）
河本滋史	健康保険組合連合会常務理事
黒岩祐治	全国知事会社会保障常任委員会委員（神奈川県知事）
小泉立志	公益社団法人全国老人福祉施設協議会理事
小玉剛	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
武久洋三	一般社団法人日本慢性期医療協会会長
◎ ※ 田中滋	埼玉県立大学理事長
濱田和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
東憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会会長
藤野裕子	公益社団法人日本介護福祉士会副会長
堀田聰子	慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
正立齊	公益財団法人全国老人クラブ連合会理事・事務局長
松田晋哉	産業医科大学教授

（敬称略、50音順）

※は社会保障審議会の委員

◎は分科会長

# 居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について

社保審一介護給付費分科会

第175回 (R2. 1. 24)

資料 1

令和8年度  
(令和9年3月31日)

令和9年度

現行

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (令和9年3月31日)	令和9年度
経過措置期間中							
<p>管理者は主任ケアマネジャーであることが必要</p> <p>※ 主任ケアマネ研修の主な受講要件：専任で実務経験5年が必要</p>							

見直し案

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (令和9年3月31日)	令和9年度
<p>① 令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者である場合</p> <p>経過措置延長(令和3年3月31日時点の管理者が管理者を続けることができる)</p> <p>管理者は主任ケアマネジャーであることが必要</p>							
<p>② 令和3年4月以降新たに管理者となる場合(管理者が交替する場合も含む)</p> <p>管理者は主任ケアマネジャーであることが必要</p>							

## 【令和3年度以降の配慮措置】

- 中山間地域や離島等においては、人材確保が特に困難と考えられるため、特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いとすることも可能。
- 令和3年4月1日以降、急な退職などの不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまった事業所については、当該事業所がその理由と改善に係る計画書を保険者に届出た場合、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができる。



厚生労働省発老0124第1号  
令和2年1月24日

社会保障審議会  
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣  
加藤 勝信

諮問書

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について)

介護保険法（平成9年法律第123号）第47条第2項及び法第81条第3項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）等を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

○厚生労働省令第 号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十七条第二項第一号及び第八十一条第三項第一号の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならぬ。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</p>	<p>3 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p>

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第四号)の一部を次の表のように改正する。



(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則 (管理者に係る経過措置) 第三条 令和九年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十一日までに介護保険法第四十六条第一項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、引き続き、令和三年三月三十一日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。</p>	<p>附則 (管理者に係る経過措置) 第三条 平成三十三年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。</p>

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

## 平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る 調査（令和2年度調査）の実施内容について（案）

### 1. 目的

「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題を踏まえて、平成30年度の介護報酬改定の効果検証や、審議報告において検討が必要とされた事項等に関する調査研究を行うための資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査項目

以下に掲げる5項目について、令和2年度に調査を実施する。

- (1) 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業（別紙1）
- (2) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業（別紙2）
- (3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業（別紙3）
- (4) 医療提供を目的とした介護保険施設等のサービス提供実態及び介護医療院等への移行に関する調査研究事業（別紙4）
- (5) 認知症対応型共同生活介護等における平成30年度報酬改定の影響に関する調査研究事業（別紙5）

※ 別紙1～5は現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。

## 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

### 1. 調査目的

持続可能な介護保険制度の実現に向け、より効果的・効率的な介護保険サービスの提供について検討を進める必要がある。そのため、介護サービスの質の評価を行うことが求められている。厚生労働省では、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、分析に必要なデータを新たに収集するデータベース（CHASE）を2019年度に構築し、2020年度からの運用を開始する。

本事業では、CHASE等により収集されたデータを分析し、事業所・施設に対してフィードバックを実施し、その効果が介護サービスの質の向上に資するかを検証する。

加えて、既存の加算について、算定要件を精査し、加算の効果として利用者の状態の維持・改善等を、客観的なアウトカム指標により評価が可能であるか等を網羅的に検証する。

### 2. 調査客体

#### 【CHASEについて】

- ・ CHASEに参加が見込まれる介護事業者（約3000事業者）。

### 3. 主な調査項目

#### 【CHASEについて】

- ・ CHASE等により収集されたデータを分析し、適切なフィードバック票を作成して事業所・施設にフィードバックを実施した上で、介護サービスの内容にどのような影響・効果があったかを調査する。

#### 【既存の加算について】

- ・ 介護関連DB（介護保険総合データベース、VISIT、CHASE）に収集されているデータを活用し、栄養管理、口腔機能維持、排泄支援等の既存の加算が、アウトカムに基づく加算に移行することが可能であるかについて検証を行う。
  - ① 各種加算は、本来、どのような利用者に対し、どのような効果を得ることを期待するものか。当該利用者の所在や効果はどのような状況となっているか。
  - ② 加算の効果を適切に評価可能な信頼性・妥当性が担保されたアウトカム指標が存在するか。
  - ③ アウトカム評価に必要なデータを、CHASE等を用いて介護事業所から収集することが可能であるか。
  - ④ アウトカム評価の導入により、介入を行う対象を適切に設定し、介入の効果を通じて、介護サービスの質の向上につながるか。 等

## 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

### 1. 調査目的

- 福祉用具については、平成30年10月から、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定が行われている。
- あわせて、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告では、全国平均貸与価格や貸与価格の上限は、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う等の内容が盛り込まれたとともに、これらは、「施行後の実態も踏まえつつ、実施していく」旨が明記されたところである。
- これらの見直し内容が、平成30年10月以降の福祉用具貸与価格や福祉用具貸与事業所の経営状況、提供されるサービス等に対してどのような影響を与えたかを調査することを目的とする。

### 2. 調査客体

#### ○ 福祉用具貸与事業所

- ・ 事業所調査：悉皆（客体数6,000程度）
- ・ 利用者調査：無作為抽出（客体数30,000程度）

※ このほか、介護保険総合データベース等も活用し、貸与価格の変化等を把握する。

### 3. 主な調査項目

- 事業所の基本情報、貸与価格の上限設定への対応状況、経営及びサービス提供に与える影響
- 利用者の基本情報、福祉用具貸与商品・サービス内容の変化 等

## 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

### 1. 調査目的

- 平成30年度介護報酬改定では、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現や人材の有効活用、介護サービス適正化の観点から、自立生活支援のための見守りの援助の明確化、同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し、生活援助利用回数の多い者への対応、サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化、生活援助中心型の担い手の拡大等の各種見直しが行われたところである。

これらの見直しによりサービス提供の実態にどのような影響を与えたかを調査し、改定の検証を行うとともに、次期介護報酬改定に向けた検討に資する基礎資料を得るための調査を行う。

### 2. 調査客体

- 訪問介護事業所（客体数 13,000 程度／約 33,000 事業所）
  - 居宅介護支援事業所（客体数 10,000 程度／約 40,000 事業所）
- ※ 居宅介護支援事業所については、生活援助利用回数の多いケアプランの届出状況等について調査を行う

### 3. 主な調査項目

- 事業所の基本情報
- サービス提供状況、事業所収支状況
- 自立生活支援のための見守りの援助（身体介護）の提供状況
- 同一建物減算の適用状況
- 生活援助利用回数の多いケアプランの届出・見直し件数、見直し後のサービス提供の実態
- サービス提供責任者の保有資格、業務の実態
- 生活援助従事者研修修了者の配置状況
- 特定事業所加算の算定状況や課題
- ICTの利活用と人材の有効活用

等

## 医療提供を目的とした介護保険施設等のサービス提供実態及び介護医療院等への移行に関する調査研究事業

### 1. 調査目的

平成 30 年度介護報酬改定においては、新たに創設された介護医療院の報酬設定を行うとともに、介護老人保健施設については在宅復帰・在宅療養支援の機能を更に推進する観点から報酬体系の見直しを行ったところである。

また、介護医療院については、サービス提供の実態や介護療養型医療施設、医療療養病床からの移行状況を把握した上で、円滑な移行の促進と介護保険財政に与える影響の両面から、どのような対応を図ることが適当なのかを検討すべきとされているところである。

本事業では、介護医療院について、平成 30 年度及び令和元年度調査の結果も踏まえサービス提供の実態調査等を行うとともに、介護療養型医療施設、医療療養病床及び介護療養型老人保健施設の移行予定や移行に関する課題について調査を行う。また、介護老人保健施設について、報酬体系の見直しがサービス提供にどのような影響を与えたかを調査し、平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び次期介護報酬改定に向けた課題整理等を行う。

### 2. 調査客体

#### 【介護医療院に関する調査】

- 介護医療院 悉皆（客対数 248 施設（令和元年 9 月末時点））
- 介護療養型医療施設 悉皆（客対数 870 施設程度）
- 介護療養型老人保健施設 悉皆（客対数 160 施設程度）
- 医療療養病床 無作為抽出（客対数 1,000 施設／約 3,570 施設）

#### 【介護老人保健施設調査】

- 介護老人保健施設 無作為抽出（客対数 2,000 施設／約 4,280 施設）

### 3. 主な調査項目

#### 【共通】

- 施設の基本情報、施設サービスの実施状況
- 施設の各種サービス費・加算等の算定状況
- 利用者の医療ニーズ、実施されたサービス状況
- 利用者の算定した各種サービス費・加算等の状況（医療保険を含む） 等

#### 【介護医療院に関する調査】

- サービス提供の詳細（内容、時間等）（利用者票、職種票）
- 施設の移行予定及び移行に関する課題 等

## 認知症対応型共同生活介護等における平成30年度報酬改定の影響に関する 調査研究事業

### 1. 調査目的

平成30年度介護報酬改定においては、以下のような見直しを行った。

- 認知症対応型共同生活介護において、
  - ・ 入居者の状態に応じた医療ニーズへの対応ができるよう、現行の医療連携体制加算は維持した上で、協力医療機関との連携を確保しつつ、手厚い看護体制の事業所を評価するための区分を創設。
  - ・ 認知症の人は入退院による環境の変化が、認知症の症状の悪化や行動・心理症状の出現につながりやすいため、入居者の早期退院や退院後の安定した生活に向けた取組を評価。
  - ・ 認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が、緊急に利用が必要と認めた場合などの一定の条件下において、定員を超えて受け入れを認めた。
- 共用型認知症対応型通所介護において、
  - ・ 共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直した。
- 認知症専門ケア加算等の認知症関連加算が設けられていなかったサービスにおいて、それらの加算を設けた。

これらの改定により、認知症の方への介護サービスの提供等にどのような影響を与えたか調査するとともに、次期制度改正に向け、さらなるサービスの向上のための効果・課題等の把握を行うこととする。

### 2. 調査客体（総客体数：約18,600事業所）

- 認知症対応型共同生活介護事業所（客体数7,000程度／約14,000事業所）
  - 地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）（客体数悉皆2,100事業所）
  - 短期入所生活介護事業所（客体数2,700程度／約10,000事業所）
  - 短期入所療養介護事業所（客体数1,900程度／約4,000事業所）
  - 特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を含む）（客体数2,200程度／約5,500事業所）
  - 小規模多機能型居宅介護事業所（客体数2,200程度／約5,500事業所）
  - 看護小規模多機能型居宅介護事業所（客体数悉皆500事業所）
- ※ これ以外に「認知症専門ケア加算」については、取得事業所に対して悉皆で調査する。
- ※ 客体数は、標準誤差、予算等を勘案し算定



### 3. 主な調査項目

#### ○ 共通事項

利用者、家族の回答による利用者の状況

#### ○ 認知症対応型共同生活介護

- ・ 事業所の基本情報
- ・ 医療連携体制加算、初期加算の取得状況、入院時の費用の算定状況、緊急時の短期利用の受け入れ状況とその効果・課題
- ・ 認知症専門ケア加算の取得状況、その効果と課題
- ・ 認知症カフェや認知症の人やその家族への相談支援の実施状況、その課題と効果

#### ○ 地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）

事業所の基本情報、共用型認知症対応型通所介護の実施状況、利用者の受け入れ状況、改定による影響と効果・課題

#### ○ その他のサービス

事業所の基本情報、認知症専門ケア加算等の認知症関連加算等の取得状況とその効果・課題

## 平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る 調査（令和2年度調査）の進め方について（案）

平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和2年度調査）については、令和3年度介護報酬改定の議論に資するようデータを収集する観点から、必要な調査を行い、調査結果の速報値による分析を実施することとしてはどうか。

このため、前回の改定年度（平成29年度調査）の取扱いと同様、調査票は介護報酬改定検証・研究委員会の調査検討組織で議論後、介護給付費分科会委員の意見を確認し、各調査の委員長に一任した上で決定するなど、調査スケジュールの前倒しや簡素化を図ることで、できる限り調査の収集・分析等の時間を確保し、9月を目途に速報値の集計を目指すこととしてはどうか。

### 【スケジュール案】

#### 令和2年

##### 4月頃

- 厚生労働省において、仕様書を作成し、受託機関を決定

##### 5、6月頃

- 受託機関の決定後、厚生労働省において調査票（案）を作成
- 介護報酬改定検証・研究委員会委員を委員長とし、各調査内容に関する有識者、受託機関（委員会の事務局）により構成された調査検討組織において調査票（案）を検討・決定（決定前に介護給付費分科会委員の意見を確認）

##### 7、8月頃

- 調査実施
- 集計・分析・検証

##### 9、10月頃

- 介護報酬改定検証・研究委員会及び社会保障審議会介護給付費分科会  
・ 速報値を報告

##### 11、12月頃

- 分析・検証

令和3年

1、2頃

- 分析・検証

3月頃

- 介護報酬改定検証・研究委員会
  - ・ 調査結果に対する評価を実施
- 社会保障審議会介護給付費分科会
  - ・ 介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査結果等を議論、決定（予定）

## 居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告

社会保障審議会介護給付費分科会

令和元年12月17日

平成30年度介護報酬改定において、居宅介護支援事業所の管理者の要件を見直し、主任ケアマネジャーであることとする一方で、令和2年度末までは、その適用を猶予するとの経過措置を設けたが、その際の審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会平成29年12月18日）において、「居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しについては、人材確保の状況について検証するべきである」とされた。

当分科会では、これを受けて議論を行ってきたが、これまでの議論に基づき、居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する基本的な考え方を以下のとおり取りまとめたので報告する。

### 1. 居宅介護支援事業所の管理者要件

- 平成30年度介護報酬改定において、人材育成の取組の推進による質の高いケアマネジメントの推進を図るため、居宅介護支援事業所の管理者要件を主任ケアマネジャーであることとした。その際、令和2年度末までは、その適用を猶予するとの経過措置を設けた。
  
- このような中で、平成30年度介護報酬改定後の状況をみると、
  - ・ 管理者が主任ケアマネジャーである事業所は増加しているとともに、
  - ・ 管理者が主任ケアマネジャーである居宅介護支援事業所は、そうでない事業所と比較し、居宅サービス計画等に関する事業所内での検討会の定期的な開催状況や、事業所のケアマネジャーに対する同行訪問による支援（OJT）を行っている割合が高いなど、人材育成の取組が引き続き推進されている状況がある。
  
- 一方で、管理者が主任ケアマネジャーでない事業所も依然として4割程度ある。また、その中には、
  - ・ 管理者としての業務経験年数が4年未満の事業者が約1割あるとともに、
  - ・ 経過措置期間中に主任介護支援専門員研修（※）を修了できる見込みがない又は分からないと回答した事業所が約2割あり、その理由として介護支援専門員としての実務経験5年以上の要件が満たせないと回答する割合が最も高い。

※ 主任介護支援専門員研修の受講要件

介護支援専門員更新研修終了者であって、以下の①から④までのいずれかに該当する者

- ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（管理者との兼務期間も算定可能）
- ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（管理者との兼務期間も算定可能）
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。

- このような状況を踏まえ、経過措置期限を一部延長し、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することが適当である。

なお、これにより、令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者に対しては、更なる経過措置は適用されず、同日以降に新たに管理者になる者は、いずれの事業所であっても主任ケアマネジャーであることが求められることとなる。

- また、中山間地域や離島等においては、人材確保が特に困難と考えられるため、特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いを認めることが適当である。

- 加えて、令和3年4月1日以降、急な退職などの不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまった事業所については、当該事業所がその理由と改善に係る計画書を保険者に届け出た場合、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予することとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することが出来るようにすることが適当である。

- なお、主任介護支援専門員研修については、中山間地域や離島等に所在する事業所のケアマネジャーも含め、希望するケアマネジャーが当該研修を受講しやすくなるよう、研修受講方法の利便性の向上や研修費用の助成の推進など、より積極的な取組を進めるべきとの指摘があった。

## 2. その他

- 平成 30 年度介護報酬改定の議論の中で、地域区分の在り方については、地方自治体の対応準備に時間を要するため、一定期間内に方向性を示すことができるよう検討することとされたことを受けて、政府において、地域区分に関する地方自治体の意見について調査が行われた。
- 本調査の結果を踏まえ、地域区分については、引き続き、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、特例を設けることが適当である。
- 具体的には、隣接地域全ての地域区分が、当該地域より高い又は低い地域について、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域の地域区分の中で一番低い区分までの範囲内で選択できることとするのが適当である。
- あわせて、
  - ・ 隣接地域の中に地域区分が高い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が 4 級地以上ある地域手当の設定がない地域（0%）又は
  - ・ 隣接地域の中に地域区分が低い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が 4 級地以上ある地域について、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番低い区分までの範囲内において区分を選択できることとするのが適当である。
- また、平成 27 年度介護報酬改定時に設けられた経過措置（※）については令和 2 年度末までがその期限となっているが、令和 5 年度末までの延長を認めることが適当である。  
※ 当該地域における平成 27～29 年度の地域区分の設定値から地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内で設定を可能とするもの。
- これらの見直しについては、対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての

意向を十分に確認した上で、財政中立の原則の下、令和3年度介護報酬改定において実施することが適当である。

- また、サービス毎の人件費割合が上昇傾向にあることを踏まえつつ、サービス別の人件費割合の在り方については、財政中立を原則とした制度であることを踏まえ、来年度以降更に検討することが適当である。
- なお、当分科会では、地域区分について、行政的に一体性を有する市町村域を超えた範囲でのより広域的な範囲での設定について意見があった一方で、大幅な見直しは控えるべきとの意見があったことも踏まえ、今後施行状況も踏まえつつ、地域区分の在り方について引き続き検討することが適当である。

# ◆ 平成30年度介護報酬改定を踏まえた今後の課題 及び次期改定に向けた検討について

○ 「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項等を以下の形で整理を行う。

## 「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の主な課題

### 【横断的事項】

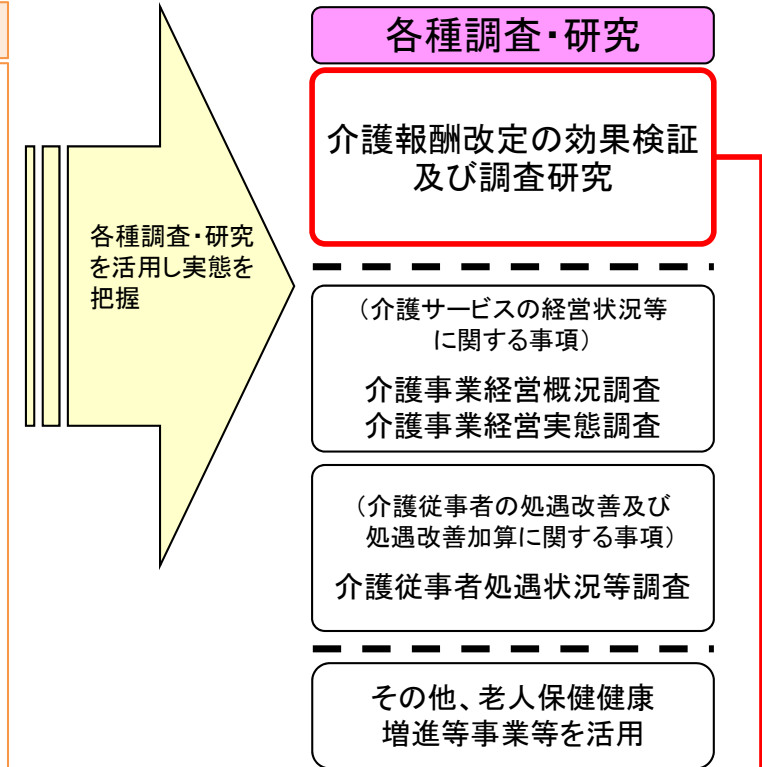
- 同一建物等居住者へのサービス提供に係る報酬見直しの影響について
- 介護サービスの質の評価・自立支援に向けたエビデンスの集積について
- 外部のリハビリテーション専門職等との連携に関する実施状況や効果検証について
- 介護人材確保のための、介護ロボットやAI・ICTなど最新技術の活用について
- はり師、きゆう師が新たに機能訓練指導員の対象となることの影響検証について
- 介護職員処遇改善加算のあり方について
- サービス提供責任者や居宅介護支援事業所の管理者の要件見直しの影響について
- 基準費用額や地域区分に関する実態把握や今後の対応の検討について
- 地域包括ケアシステム推進のための、見直し実施状況の把握及び今後の対応について
- 介護サービスの適正化や重点化、及び報酬体系の簡素化について

### 【居宅系】

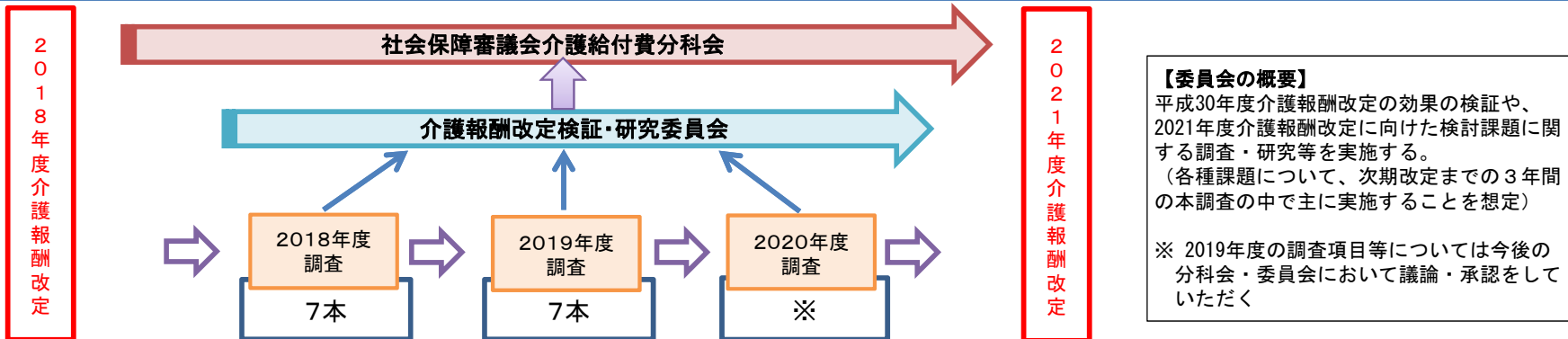
- 「訪問介護」における、今回の各種見直しの影響について
- 「ケアマネジメント」における、公正中立性を確保するための取組及び質の向上のための指標の検討について
- 「共生型サービス」の実施状況把握や、地域共生社会実現のためのあり方等について
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のオペレーター兼務などの要件緩和の影響について

### 【施設系】

- 「介護医療院」への転換状況把握や、転換促進のための検討について
- 「介護保険施設」のリスクマネジメントに関する実態把握や今後の対応の検討について



## 介護報酬改定検証・研究委員会について(2018年度～2020年度)【全体像】



(参考)  
平成27年度 7本  
平成28年度 7本  
平成29年度 5本